

平成24年2月9日
重要インフラ専門委員会事務局

最近の環境変化への対応についての
第2次重要インフラ行動計画への反映について（案）

1 概要

重要インフラの情報セキュリティ対策については、平成21年（2009年）2月、第2次情報セキュリティ基本計画の策定と同時に第2次行動計画（以下、「第2次行動計画」という。）が策定されており、策定当初には、3年で見直すこととされていた。

一方、基本計画については、平成22年5月に「国民を守る情報セキュリティ戦略」（以下、「戦略」という。）が策定されたが、重要インフラの情報セキュリティ対策については、環境変化に対応するような特段の問題はなかったことから、戦略においても第2次行動計画に基づいて実施することとなった。

しかしながら、戦略策定後、①東日本大震災発生時における複数のITシステムの同時的な障害発生及びその際の事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の実施、②政府関係機関や重要インフラ事業者を含む我が国の主要企業のITシステム（制御システムを含む）に対するサイバー攻撃等、いくつかの環境変化が生じていることから、これらの環境変化による対応が必要であるか否かを検証し、早急に取り組を強化・補強すべき点について第2次行動計画に反映を行うとともに、戦略の実施期間に合わせて平成25年度まで延長することとする。

2 検討の進め方

第2次行動計画にもとづき取り組むこととされている情報セキュリティ対策についての施策の推進状況を点検し、最近の環境変化、特に上述①②など早急に強化・補強が必要となる部分を抽出し、必要な反映を行う。また、その実施に際して注意すべき事項（例：『重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針』（以下、「指針」という。）等への反映）についてもとりまとめる。

(強化・補強が必要と思われる点 (例))

- (1) BCP等の充実
東日本大震災における教訓を踏まえた、安全基準等の策定に当たっての指針(特にBCP)の一層の充実
- (2) 環境変化を踏まえた安全基準の改善
標的型攻撃など最近の環境変化を踏まえて、制御システム等についての安全基準の検証を行い、必要に応じて行動計画、指針等を改定
- (3) 情報共有体制の強化
平素からの情報収集・情報共有体制の充実

3 検討スケジュール

今年度中にさらに1回程度専門委員会を開催し、上記についての結論を得ることとする。また、中長期的な検討が必要なものについては、行動計画期間中に引き続き検討を行うこととし、次期行動計画策定時に検討結果を反映することとする。

(スケジュール)

平成 24 年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月以降
(政策会議)	☆ 論点・方向 性の提示	☆ 行動計画 の修正	(政策会議)		☆ セキュリティ 2012 の策定	

←→
コメントの集約

(参考1) 重要インフラの定義

「他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活・社会経済活動の基盤であり、その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に、我が国の国民生活・社会経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生じるもの」

(平成18年2月2日、第1次情報セキュリティ基本計画 P. 9)

(参考2) 重要インフラの対象分野

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービス（地方公共団体を含む）、医療、水道、物流 の10分野

(平成17年12月13日、重要インフラの情報セキュリティに係る行動計画 P. 1)

(参考3) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」における重要インフラ関係記述
IV. 具体的な取組

2. 新たな環境変化に対応した情報セキュリティ政策の強化

(1) 国民生活を守る情報セキュリティ基盤の強化

② 重要インフラの基盤強化

「重要インフラの関係主体は、『重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画』に基づいて、重要インフラサービスの維持に努め、また、IT障害発生時の迅速な復旧等を確保することに努めることとする。これに加え、最近の環境変化を踏まえ、国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある重要インフラに対する情報セキュリティ上の脅威に的確に対応する。」